

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成28年度実績」

3 一般社団法人東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容	28年度実績予定
1. あらゆる分野への参画の促進	
(1)働く場における男女平等参画の促進	
<p>(1)企業における女性活用の推進 「女性の活躍推進協議会」(日本経団連など事業主団体と厚生労働省共同で運営)へ協力し、同会への提言を会員に通知します。</p> <p>☆(2)シンポジウムの開催 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催します。</p>	<p>(1)シンポジウムの開催 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを11月11日に開催した。</p> <p>(2)セミナーの開催 女性活躍推進をテーマにしたセミナー・事例紹介等を行った。</p> <p>(3)女性活躍新法等関連法案の聴取事例を「女性活躍推進法『事業主行動計画』事例編」としてまとめ、会員企業に周知した。</p>
<p>男女雇用機会均等法関係への対応</p> <p>(1)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。</p> <p>(2)国、東京都の啓発活動に対する協力を行います。</p>	<p>改正男女雇用機会均等法関係への対応</p> <p>(1)当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務や周知のためのセミナーを行った。</p> <p>(2)国、東京都の啓発活動に協力した。</p>
2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現	
(1)仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)の実現	
<p>東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催します。(再掲)</p>	<p>東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを11月11日に開催した。(再掲)</p>
(2)子育てに対する支援	
<p>(1)育児・介護休業法等関連法規について、会報誌や定例会を利用し周知を図るとともに、新たに一般事業主行動計画の策定が義務付けられた中小規模事業所を対象にした説明会を開催します。</p> <p>(2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行います。</p> <p>☆(3)育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を図ります。</p>	<p>(1)改正育児・介護休業法等関連法規やハラスメント防止について、会報誌やセミナーを開催して、周知を図った。</p>

### 3 一般社団法人東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容	28年度実績予定
(3)介護に対する支援	
<p>(1)育児・介護休業法等関連法規について、会報誌や定例会を利用し周知を図ります。</p> <p>(2)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。(再掲)</p> <p>(3)育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を図ります。(再掲)</p>	<p>(1)改正育児・介護休業法等関連法規やハラスメント防止について、会報誌やセミナーを開催して、周知を図りました。(再掲)</p>
3. 特別な配慮を要する男女への支援	
(2)高齢者への支援	
<p>(1)改正高年齢者雇用安定法の周知、啓発を図ります。</p> <p>(2)法改正にあわせ適宜セミナー、高齢者活用の事例紹介等を行います。</p>	<p>(1)当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務を行った。</p> <p>(2)高齢者雇用に関する判例解説セミナーを実施した。</p>
(3)若年層への支援	
<p>☆(1)就労支援のため、セミナー(雇用事例紹介、法改正対応等)、相談業務を実施します。</p> <p>☆(2)若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学のバスツアー、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会への協力等、引き続き関係各機関と協力しながら推進します。</p>	<p>(1)若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学の働く現場バスツアーを、企業人による大学への出前講義を、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会への協力等、引き続き関係各機関と協力しながら行った。</p>
4. 人権が尊重される社会の形成	
(2)生涯を通じた男女の健康支援	
<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1)協会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング等)の進め方や従業員への対応等についての相談業務を行います。</p> <p>(2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催します。</p> <p>☆(3)近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行います。</p>	<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1)当会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング等)の進め方や従業員への対応等についての相談を行った。</p> <p>(2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応を啓発するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナーの開催や各企業の対応事例を紹介した。</p> <p>(3)近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行った。</p> <p>(4)ストレスチェック制度の有効な活用事例紹介、健康経営推進に資するセミナーを開催した。</p>